

平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の改定について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定してきています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要す費用（人件費・管理費・事業費）は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を、保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過について

平成 26 年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度における保育所の保育料設定では、国が、新制度においてもこれまでの保育料を基本的には据え置くこととしたことから、本市においてもこれまでの保育料を据え置くことを基本に、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。

また、新たに設定した幼稚園の保育料については、新制度施行後も、新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園が並存することから、それぞれの幼稚園を利用する保護者間での公平性を保つ観点などから、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新制度の保育料としました。

また、保育料の所得階層区分の算定根拠を、国基準の変更に合せて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。

なお、昨年度の審議過程で、保育所の保育料については、3 歳未満児と 3 歳以上児の料金の差や、所得階層区分間での所得に対する負担割合の差などを見直し、料金全体のバランスを整える必要があること、また、保育所と幼稚園の保育料の整合性について精査が必要であることなどの意見が出され、これらの課題については、国が新制度の完成を目指す平成 29 年度頃を目途に、抜本的見直しを行うことが適当との答申をいただきました。

4 国の動向

平成 28 年度においても国基準額を据え置くこととしています。

なお、多子世帯の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満世帯について、現行制度で 1 号認定子どもについては、小学校 3 年生まで、2・3 号認定子ど

もについては、小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償とする方針が示されています。

また、年収約360万円未満のひとり親世帯等の優遇措置を拡充し、第1子の保育料を現行の半額、第2子以降を無償とする方針が合せて示されています。

5 平成28年度の長野市の保育所等利用者負担額について

国においても基準額を据え置くこととしていることから、平成28年度の長野市の保育所等利用者負担額については、据え置きしたいと考えています。

なお、多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料負担の軽減策については、国の方針に合わせ、適切に運用することとします。